

令和 6 年（2024 年） 3 月 4 日

各
〔 共同生活援助事業所
居宅介護事業所
重度訪問介護事業所
特定相談支援事業所 〕
管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

共同生活援助利用者における居宅介護及び重度訪問介護の利用について

日頃から本市の障がい福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

共同生活援助の介護サービス包括型事業所又は日中サービス支援型事業所における利用者への介護の提供は、原則として、当該事業所の従業者によることとされ、入居中は居宅介護及び重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）を利用することはできないとされておりますが、一定の要件を満たす重度の障がい者であって、共同生活住居内において、居宅介護等の利用を希望する者については、特例として厚生労働省指定基準省令附則第 18 条の 2 に基づき、利用者ごとに個人単位での居宅介護等を利用することが認められております。（以下、「個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例」という。）

共同生活援助利用者が一時帰宅する場合においては、通常、受入体制が確保されていることが想定されるものの、市町村が特に必要と認める場合には、居宅介護等の利用が可能とされているほか、慢性の疾病等を有し、医師の指示により定期的な通院を必要とする場合も居宅介護の利用が可能とされております。

つきましては、これらの内容について下記のとおり取扱うこととしましたので、通知いたします。

貴事業所におかれましては、関係職員及び利用者への周知をお願いいたします。

記

1 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について（変更なし）

(1) 取扱い

介護サービス包括型事業所又は日中サービス支援型事業所に入居している利用者のうち、一定の要件を満たす重度の障がい者であって、共同生活住居内において、

居宅介護（身体介護）及び重度訪問介護の利用を希望する者については、個人単位で居宅介護（身体介護）及び重度訪問介護の支給決定を行うことができる。

(2) 対象者

ア 共同生活住居内において、居宅介護（身体介護）の利用を希望する場合

重度訪問介護に係る介護給付費の支給決定を受けておらず、介護サービス包括型事業所又は日中サービス支援型事業所に入居し、「区分4以上」でかつ、次の(ア)又は(イ)に該当する者

(ア) 重度訪問介護（肢体不自由者に限る）、同行援護又は行動援護の対象者

(イ) 個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられており、認定調査項目中、「1-10（衣服の着脱）」、「2-1（食事）」、「2-3（入浴）」、「2-4（排尿）」、「2-5（排便）」のうち3項目以上が「部分的な支援が必要」以上である者

イ 共同生活住居内において、重度訪問介護の利用を希望する場合

居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けておらず、介護サービス包括型事業所又は日中サービス支援型事業所に入居し、重度訪問介護の対象である者

(3) その他

個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例は、厚生労働省指定基準省令附則第18条の2において経過措置で認められている。経過措置が終了する場合は、別途通知する。

2 一時帰宅する際に居宅介護等を利用する場合の特例について

(1) 対象要件

居宅介護等の対象者要件を満たす者であって、以下の目的で利用する場合、一時帰宅する際に居宅介護等を利用することを認める。

- ・ 年末年始等の比較的長期間の一時帰宅を行う際に、高齢や就労、疾病等の理由により家族が本人の支援を行えない場合
- ・ 新型コロナウイルス等の感染症が感染拡大し、共同生活援助から一時帰宅を行う際に、高齢や就労、疾病等の理由により家族が本人の支援を行えない場合
- ・ 冠婚葬祭で一時帰宅を行う場合

(2) 取扱い

ア 申請者は、一時帰宅の際に居宅介護等の利用を新たに希望する場合、支給申請を行う。

イ 各区は、勘案事項調査の際に利用の目的等を確認し、対象要件を満たす場合に

は支給決定を行う。

ウ 申請者は、次回更新時に引き続き利用を希望する場合には、更新申請を行う。

エ 各区は、新規申請時と同様に利用の目的等を確認するとともに、一時帰宅を行った際の該当する事業所（共同生活援助及び居宅介護等）の実績記録票等を確認し、適切な利用方法と判断できるときには更新決定を行う。なお、前回決定した有効期間内で一時帰宅を行っておらず該当する実績記録票がない場合には、イと同様に、利用の目的等を確認して対象者要件を満たす場合には支給決定する。

(3) 運用開始年月日

令和6年4月1日

※ 介護給付費等に係る請求等事務の手引きの改訂は、報酬改定にあわせて行います。

3 一時帰宅する際に居宅介護等を利用する場合の報酬算定について

共同生活援助の請求がない日に限り（帰宅時支援加算及び長期帰宅時支援加算を除く）、居宅介護等を利用することができる。そのため、居宅介護等及び共同生活援助の事業所間で一時帰宅する際の支援について協議を行い、それに基づいて共同生活援助の事業所で請求する日、居宅介護等の事業所で請求する日を整理すること。

※ 原則として、一時帰宅開始日と施設に戻る日は共同生活援助で報酬を算定するため、居宅介護等を利用できるのは、一時帰宅の期間のうち初日及び最終日を除いた中日に限られる。

(具体例)	金曜日	土曜日	日曜日
利用者の所在	グループホーム→自宅	自宅	自宅→グループホーム
グループホーム	報酬を請求	報酬算定できない	報酬を請求
居宅介護等	報酬算定できない	報酬算定できる	報酬算定できない

※ ただし、事業所間で報酬算定が重複しないよう調整を行った場合であれば、一時帰宅の期間のうち初日及び最終日においても、居宅介護等を利用することを認める。

なお、事業所間で調整が行われず請求後に報酬算定が重複していると判明した際には、居宅介護等の事業所が請求取下（過誤申立）することとする。

4 通知の廃止について

本通知の適用に伴い、以下の通知を廃止する。

- 「共同生活援助利用者における居宅介護（身体介護）及び重度訪問介護の利用に

ついて（周知）」（令和3年1月18日付け札幌第4419号通知）

5 その他

利用者が居宅介護等の更新申請を行う際、申請者または区保健福祉課から実績記録票の写しの提供を求める場合がございますので、別途ご対応願います。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市障がい福祉課給付管理係
TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181
E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp